

株主各位

第157期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

新株予約権等に関する事項	1頁～	4頁
連結注記表	5頁～	26頁
株主資本等変動計算書		27頁
個別注記表	28頁～	39頁

日本碍子株式会社

新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第3回新株予約権 (2007年7月27日) 及び (同年8月10日)	取締役1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2007年8月31日 ～ 2037年6月30日	該当せず
第4回新株予約権 (2008年7月28日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2008年8月14日 ～ 2038年6月30日	該当せず
第5回新株予約権 (2009年7月30日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2009年8月18日 ～ 2039年6月30日	該当せず
第6回新株予約権 (2010年7月29日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2010年8月17日 ～ 2040年6月30日	該当せず
第7回新株予約権 (2011年7月28日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2011年8月16日 ～ 2041年6月30日	該当せず
第8回新株予約権 (2012年7月30日)	取締役2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2012年8月16日 ～ 2042年6月30日	該当せず
第9回新株予約権 (2013年7月31日)	取締役3名 6個 監査役1名 2個	8,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2013年8月17日 ～ 2043年6月30日	該当せず
第10回新株予約権 (2014年7月31日)	取締役3名 10個 監査役1名 2個	12,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2014年8月20日 ～ 2044年6月30日	該当せず
第11回新株予約権 (2015年7月30日)	取締役4名 12個 監査役1名 2個	14,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2015年8月19日 ～ 2045年6月30日	該当せず

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第12回新株予約権 (2016年7月28日)	取締役5名 15個 監査役1名 2個	17,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2016年8月17日 ～ 2046年6月30日	該当せず
第13回新株予約権 (2017年7月28日)	取締役5名 15個 監査役1名 2個	17,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2017年8月17日 ～ 2047年6月30日	該当せず
第14回新株予約権 (2018年6月26日)	取締役6名 18個 監査役1名 2個	20,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2018年7月13日 ～ 2048年6月30日	該当せず
第15回新株予約権 (2019年6月21日)	取締役6名 18個 8監査役1名 3個	21,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2019年7月10日 ～ 2049年6月30日	該当せず
第16回新株予約権 (2020年6月29日)	取締役6名 20個 監査役1名 3個	23,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2020年7月16日 ～ 2050年6月30日	該当せず
第17回新株予約権 (2021年6月28日)	取締役6名 40個	40,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2021年7月15日 ～ 2051年6月30日	該当せず

(注) 1. 上記取締役には、いずれも社外役員は含まれておりません。

2. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下、本注記において「権利行使開始日」という。）から、同じく6年を経過する日または新株予約権を行使することができる期間の最終日（以下、本注記において「権利行使最終日」という。）のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、権利行使最終日の1年前の応当日（以下、本注記において「応当日」という。）に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、応当日の翌日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

3. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

4. 新株予約権の数は、当初発行された個数から、既に権利行使された個数及び権利失効した個数を減じて記載しております。

② その他新株予約権等に関する重要な事項

上記①以外で、当事業年度の末日に当社の執行役員が有する新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使すること ができる期間	有利な条件の 内容
第6回新株予約権 (2010年7月29日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2010年8月17日 ～ 2040年6月30日	該当せず
第7回新株予約権 (2011年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2011年8月16日 ～ 2041年6月30日	該当せず
第8回新株予約権 (2012年7月30日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2012年8月16日 ～ 2042年6月30日	該当せず
第9回新株予約権 (2013年7月31日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2013年8月17日 ～ 2043年6月30日	該当せず
第10回新株予約権 (2014年7月31日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 3名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2014年8月20日 ～ 2044年6月30日	該当せず
第11回新株予約権 (2015年7月30日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 3名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2015年8月19日 ～ 2045年6月30日	該当せず

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使すること ができる期間	有利な条件の 内容
第12回新株予約権 (2016年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 5名 10個	10,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2016年8月17日 ～ 2046年6月30日	該当せず
第13回新株予約権 (2017年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 6名 12個	12,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2017年8月17日 ～ 2047年6月30日	該当せず
第14回新株予約権 (2018年6月26日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 7名 14個	14,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2018年7月13日 ～ 2048年6月30日	該当せず
第15回新株予約権 (2019年6月21日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 10名 21個	21,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2019年7月10日 ～ 2049年6月30日	該当せず
第16回新株予約権 (2020年6月29日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 14名 29個	29,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2020年7月16日 ～ 2050年6月30日	該当せず
第17回新株予約権 (2021年6月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 18名 60個	60,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2021年7月15日 ～ 2051年6月30日	該当せず

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数：47社

主要な連結子会社の名称

NGK CERAMICS EUROPE S.A.、NGK CERAMICS USA, INC.、
NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.、
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.、
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.、
エヌジーケイ・セラミックデバイス(株)、NGKエレクトロデバイス(株)

なお、前連結会計年度において非連結子会社であった恵那電力(株)は、重要性の観点から、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

あばしり電力(株)については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

エヌジーケイ・ライフ(株)、エヌジーケイゆうサービス(株)、
エヌジーケイ・ロジスティクス(株)

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法適用非連結子会社の数：1社

エヌジーケイ・ライフ(株)

持分法適用関連会社の数：1社

メタウォーター(株)

(2) 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

エヌジーケイゆうサービス(株)、エヌジーケイ・ロジスティクス(株)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日（3月31日）と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社8社については3月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券：

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準：時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法：

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 3年～12年

② 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② N A S 電池安全対策引当金

当社は、2011年9月に当社製造N A S[®]電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積もり、計上しております。

③ 製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積もり、計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エンバイロメント事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等を行っております。

(デジタルソサエティ事業)

半導体製造装置用製品の製造・販売等、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売、ベリリウム銅製品及び金型製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(エネルギー&インダストリー事業)

電力貯蔵用N A S[®]電池（ナトリウム/硫黄電池）を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供、がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供及び化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

- ② 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
当社グループは以下イ. ロ. の場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社グループが有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。
- イ. 請負契約
主にエネルギー&インダストリー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- ロ. 役務提供が付随する製品販売
主にエネルギー&インダストリー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

・ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係の全てに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下の通りであります。

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理並びに金利スワップの特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金利息

ハ. ヘッジ取引の種類

キャッシュ・フローを固定するもの

- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積もり従業員の役務提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る負債に含めて表示しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用
一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、「V 金融商品に関する注記」において、当社グループが保有している投資信託について時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

2. 米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（ASC）第842号「リース」の適用

米国会計基準を採用している米国の連結子会社において、ASC第842号「リース」を当連結会計年度から適用しております。

これにより、借手は原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として認識することが求められます。貸手の会計処理に重要な変更はありません。

当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「減価償却費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度に計上した金額
減損損失 9,952百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産及び無形固定資産等について、資産又は資産グループに減損の兆候が存在する場合に減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、回収可能価額を見積もり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。資産のグルーピングは主に内部管理上採用している事業により行っており、遊休資産については個々の資産を資産グループとしております。

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。正味売却価額は外部専門家等が算定した評価額等から処分費用見込額等を控除した価額であります。

また使用価値は、経営者等によって承認された事業計画等を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストを基礎とした、税引前の割引率で現在価値に割り引いた価額であります。

なお、固定資産の市場価額の下落、株式市場や金利の変動、予測不能な経営環境の変化等により、固定資産の評価額や割引率等の資産又は資産グループの評価の前提条件に不利な影響が発生した場合は、追加の減損損失が発生する可能性があります。

当連結会計年度において、特に重要な固定資産の減損に係る判断は以下の通りです。

① がいし事業に係る固定資産の減損

イ. 当社の知多事業所におけるがいし事業の固定資産に係る減損損失の計上

当社のがいし事業のうち、知多事業所で製造・販売するがいし製品は海外市場における競争激化や国内市場の縮小などの需要減少に対して合理化や価格改定などにより収支の改善を図ってまいりました。しかし、今後も需要減少が続くと予想される中、業績の改善が困難と判断したことから、当連結会計年度において、同事業所におけるがいし製品の製造・販売を終了することを決議しました。本決議に伴い、同事業所におけるがいし製品の製造・販売に係る資産グループについて、これらを切り離してもがいし事業における他の資産グループの使用にほとんど影響を与えないことから当該資産グループを個別の資産グループとし、当該資産グループに減損の兆候が生じていると判断いたしました。また、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなったことから、当該資産グループの固定資産の帳簿価額を備忘価額まで減額し、減損損失を2,616百万円計上しております。

ロ. 当社のがいし事業（①イ. に係るものを除く）に係る固定資産の減損損失の認識の要否

当事業年度において、当社のがいし事業（①イ. に係るものを除く）に係る資産グループから生じる損益は、当事業年度を含み継続してマイナスとなる見込みであることから、当該資産グループに減損の兆候があると判断しております。しかしながら、当該資産グループの固定資産の正味売却価額が帳簿価額を上回ることから減損損失の認識は不要であると判断しております。

連結貸借対照表に計上されているがいし事業における有形及び無形固定資産等の残高は4,733百万円（内、貸借対照表に計上されている有形及び無形固定資産等の残高は1,130百万円）であります。

② パッケージ関連事業に係る固定資産の減損

当連結会計年度において、当社グループのパッケージ関連事業は中国におけるスマートフォン需要の低迷や原燃料価格高騰などの影響を受けて営業活動から生ずる損益が赤字となり、経営環境の著しい悪化が見込まれることから減損の兆候があると判断しております。

減損損失の認識の判定においては、固定資産の正味売却価額及び将来計画等より予測されるパッケージ関連事業の資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額が当該事業の資産グループの固定資産の帳簿価額を上回ることから、減損損失の認識は不要であると判断しております。

なお、連結貸借対照表に計上されているパッケージ関連事業における有形及び無形固定資産等の残高は7,018百万円であります。

2. 退職給付

(1) 当連結会計年度に計上した金額

退職給付に係る資産 12,887百万円

退職給付に係る負債 20,283百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付債務から年金資産の額を控除した価額を退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産に計上しております。退職給付債務は退職率、死亡率、昇給率等の仮定に基づき算定した退職給付見込額を現在価値に割り引いて算定しております。年金資産は期末時点の公正な評価額となっております。

退職給付債務、年金資産及び退職給付費用の算定において利用している重要な仮定は割引率と期待運用収益率であります。割引率は主に長期の優良社債の実質利回りに基づき決定しており、期待運用収益率は保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場金利動向等の経営環境を加味して決定しております。

金利動向等の大幅な変動等、予期しない経営環境の変化により、数理計算上の前提に変動が生じた場合には、損益に影響を与える可能性があります。

3. 税効果

(1) 当連結会計年度に計上した金額

繰延税金資産 7,522百万円

繰延税金負債 4,077百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額の一時差異、繰越欠損金等に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金等が将来の税金負担額を軽減することができるものと認められる範囲で計上し、繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の算定は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法等に従い、一時差異が回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて行っております。

繰延税金資産の回収可能性については、経営者等によって承認された事業計画、過去の課税所得の発生状況、タックス・プランニング等により評価を行っております。

繰延税金資産の回収可能性の評価の前提となる、経営環境の予期しない変化や税法の改正等により、繰延税金資産の回収可能額に変動が生じ、損益に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

移転価格税制に基づく更正処分等に対して提起した取消訴訟について

当社は、2011年3月期から2015年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社と当社との取引に関し、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分等を受け、地方税を含めた追徴税額約85億円を納付しましたが、処分等の取消しを求め、2018年7月に名古屋国税不服審判所へ審査請求を行い、2019年7月に当該処分等の一部取り消す旨の裁決書を受領しました。しかしながら、この段階では法人税及び地方税額等約4億円の還付に止まったことから、当社としては全額が取り消されるべきと考え、2019年12月に東京地方裁判所に対して当該更正処分等の取消訴訟を提起しました。

その後、2022年10月に、名古屋国税局より、当該更正処分等を減額再更正する内容の法人税額等の更正通知書を受領しました。これに伴い、当連結会計年度において還付税金約77億円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金を営業外収益の法人税等還付加算金に計上しております。なお、当社は、当該減額再更正処分により納付済みの追徴税額の相当部分が還付されること等を総合的に考慮し、当該取消訴訟を取り下げました。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	607,321百万円
2. 保証債務等	
(1) 保証債務	
① 保証債務	2,164百万円
② 保証予約債務	73百万円

(2) 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付（訴状送達日：2021年10月29日）で、インドネシア法人であるピーティー・パイトン・エナジー（以下「パイトン社」）並びにその保険会社及び再保険者（以下総称して「原告ら」）から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル（168億2,877万2,234円）及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの2022年1月11日付の訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル（4,796円）増額され、1億5,139万2,378.84米ドル（168億2,877万7,030円）及びこれに対する遅延損害金に変更されております。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所（以下「本発電所」）において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング（2010年製）の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。

当社は、上記の事故に関して、当社が原告らに対し責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、原告らからの請求に対しては、今後、本訴訟において、ブッシングの品質及び当社の事業の適切性が正しく認定されるよう、然るべき対応を行っていく所存であります。

本訴訟の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点でその影響を合理的に見積もることは困難であります。

なお、文中の損害賠償金の円貨は訴状に記載された金額であり、当社グループが連結計算書類を作成するために使用している為替レートとは異なる為替レートにて換算された金額であります。

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

1. 法人税等還付加算金及び法人税等還付税額

2011年3月期から2015年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社と当社との取引に関し、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分等につき、2019年12月に東京地方裁判所に対して当該更正処分等の取消訴訟を提起していましたが、2022年10月に名古屋国税局より、当該更正処分等を減額再更正する内容の法人税額等の更正通知書を受領したことに伴い、過年度に納付済みの法人税及び地方税額等に係る還付税金7,661百万円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金550百万円を営業外収益の法人税等還付加算金に計上しております。

2. 減損損失

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
自動車排ガス浄化用部品 事業用資産	機械装置及び運搬具、 建設仮勘定	中国	6,133
がいし事業用資産(注)	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具等	日本	2,616

(注) 知多事業所で製造する製品の製造・販売終了の決定によるものであります。

当社グループは、主に内部管理上採用している事業により資産のグルーピングを行っており、また遊休資産等については個々の資産を資産グループとしております。

収益性の低下した事業用資産や遊休資産等について、帳簿価額を備忘価額等まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は建物及び構築物1,255百万円、機械装置及び運搬具3,769百万円、建設仮勘定4,234百万円、その他692百万円であります。

3. 関係会社事業損失

南アフリカにおける自動車排ガス浄化用部品の需要減少が見込まれる中、生産継続による黒字の確保が困難であると判断し、2023年3月に連結子会社であるNGK CERAMICS SOUTH AFRICA(PTY) LTD.における生産の終了を決定したことに伴う損失であります。

4. 過年度法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、2017年6月に移転価格税制に基づく更正処分等の通知を受領したため、2016年3月期から各連結会計年度についての見積税額を未払法人税等に計上しておりましたが、2016年3月期以降を対象とする税務調査が終了した結果、計上済みの見積金額を戻し入れております。

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	317,211	118	5,500	311,829
合計	317,211	118	5,500	311,829
自己株式				
普通株式	5,570	5,501	5,533	5,539
合計	5,570	5,501	5,533	5,539

- (注) 1. 発行済株式の普通株式の増加株式数118千株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。
2. 発行済株式の普通株式の減少株式数5,500千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。
3. 自己株式の普通株式の増加株式数5,501千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,500千株、単元未満株式の買取請求による増加1千株によるものであります。
4. 自己株式の普通株式の減少株式数5,533千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少5,500千株、ストック・オプションの行使による減少33千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	10,284	33.00	2022年3月31日	2022年6月28日
2022年10月28日 取 締 役 会	普通株式	10,288	33.00	2022年9月30日	2022年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次の通り、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	10,107	利益剰余金	33.00	2023年3月31日	2023年6月27日

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 507,000 株
(65,000)

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」の()内の数字は内数で、当連結会計年度末日において権利行使の条件を満たしているため、権利行使ができる新株予約権の目的となる株式の数であります。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入や社債により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

また、有価証券及び投資有価証券は主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に設備資金に係る資金調達であります。デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金は、次表には含めておりません（注）1. 参照）。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 有価証券及び 投資有価証券（※2）	101,148	100,663	△485
(2) 社債	(40,000)	(37,798)	2,201
(3) 長期借入金（※3）	(202,214)	(199,636)	2,578
(4) デリバティブ取引（※4）	(385)	(385)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。

（※3）1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるため、（ ）で示しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金に関する事項

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

	(単位：百万円)
区分	連結貸借対照表 計上額
市場価格のない株式等 (※ 1)	2,694
投資事業組合出資金 (※ 2)	641

(※ 1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※ 2) 投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、
活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、
レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	35,975	2,676	—	38,652
その他	—	2,458	—	2,458
資産計	35,975	5,135	—	41,110
デリバティブ取引				
通貨関連	—	364	—	364
金利関連	—	21	—	21
負債計	—	385	—	385

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	17,902	—	17,902
その他有価証券				
株式	15,750	—	—	15,750
その他	—	25,900	—	25,900
資産計	15,750	43,802	—	59,552
社債	—	37,798	—	37,798
長期借入金	—	199,636	—	199,636
負債計	—	237,434	—	237,434

3. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 資産

① 有価証券及び投資有価証券

株式は主として取引所の価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。投資信託の時価は、公表されている基準価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。社債の時価は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。その他に含まれる譲渡性預金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② デリバティブ取引

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 負債

① 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅵ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

主たる地域市場	エンバイロメント 事業	デジタル ソサエティ事業	エネルギー& インダストリー 事業	合計
日本	28,276	49,087	52,222	129,586
北米	65,890	61,179	9,287	136,357
欧州	121,633	3,629	530	125,793
アジア	98,289	49,170	9,060	156,520
その他	6,693	98	4,190	10,982
計	320,783	163,164	75,292	559,240
主要な財又はサービスの ライン				
自動車排ガス浄化用部品	262,043	—	—	262,043
センサー	58,739	—	—	58,739
半導体製造装置用製品	—	106,966	—	106,966
電子部品	—	28,562	—	28,562
金属	—	27,635	—	27,635
エナジーストレージ	—	—	2,747	2,747
がいし	—	—	44,212	44,212
産業機器関連	—	—	28,332	28,332
計	320,783	163,164	75,292	559,240
収益認識の時期				
一時点で移転される財 又はサービス	320,783	163,164	61,621	545,569
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	—	—	13,670	13,670
計	320,783	163,164	75,292	559,240

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 顧客との契約及び履行義務に関する情報

当社グループは製品等の引渡し後に生じた製品の欠陥等による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有している取引があります。当該保証義務は、製品等が顧客との契約に定められた仕様に従って意図した通りに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として必要に応じて修理又は交換に要する費用を見積もっております。

当社グループは製品が顧客に着荷又は顧客が検収した後、概ね3か月程度で対価を受領しております。なお、主に請負契約に該当する一部の履行義務については、着手金や履行義務の進捗に応じて段階的に対価を受領しております。

なお、当社グループの締結する契約に重要な金融要素は含まれていないため、金利相当分の調整は行っておりません。

(2) 取引価格の算定に関する情報

当社グループの一部契約には以下の変動対価に該当する取引が含まれているため、取引価格に反映させております。

① 仮単価

正式な取引単価が妥結するまで、顧客との合意に基づき仮単価にて取引を行っている履行義務があります。当該仮単価で行っている履行義務については、妥結すると見込まれる取引単価を見積もり、収益を認識しております。

② リバート

顧客との契約により、一定期間内に一定量を顧客が購入した場合に値引きを行う数量リバート等を行っております。数量リバート等については達成する可能性が高いと見積もった目標数量に応じた値引額を反映した価額で収益を認識しております。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社グループの請負契約に該当する取引については、他の用途に転用することができない資産が生じ、かつ義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有しているため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

当該請負契約は、原価の発生進捗が当社グループの履行義務の充足の状況に近似しているため、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。

進捗度の測定は、履行義務ごとに、期末日までに発生した原価が見積総原価に占める割合に基づいて行っております。なお、進捗度を合理的に見積もることができない場合は、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識（原価回収基準による収益の認識）しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	122,212
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	111,073
契約資産（期首残高）	9,573
契約資産（期末残高）	9,044
契約負債（期首残高）	1,828
契約負債（期末残高）	6,079

契約資産は、主に請負契約等を締結している製品又はサービスについて、期末日時点で一部又は全部の履行義務を充足しているが、顧客に請求していない対価であります。契約資産は、対価を受取る権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は請負契約等に基づく履行に先立ち受領した支払いに係るものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,507百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が期首より4,250百万円増加した主な理由は、大型案件の受注に伴い、顧客より着手金を受領したことによるものです。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において36,619百万円です。当該履行義務が収益として認識される時期は約60%が期末日後1年以内、約35%が期末日後1年超3年以内、約5%が期末日後3年超と見込んでおります。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

Ⅷ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産	2,074円66銭
2. 1株当たり当期純利益	177円47銭

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計		
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計			
2022年4月1日 残高	69,849	70,135	-	70,135	1,688	194,032	195,721	195,721	△10,944	324,761
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△61	61	-	-		-
剰余金の配当						△20,572	△20,572	△20,572		△20,572
当期純利益						47,544	47,544	47,544		47,544
自己株式の取得									△9,635	△9,635
自己株式の処分				△4	△4				63	59
自己株式の消却				△10,222	△10,222				10,222	-
利益剰余金から資本剰余金への振替				10,226	10,226	△10,226	△10,226	△10,226		-
譲渡制限付株式報酬	106	106		106						212
株主資本以外の項目の事業										
年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	106	106	-	106	△61	16,807	16,746	16,746	650	17,608
2023年3月31日 残高	69,955	70,241	-	70,241	1,627	210,840	212,467	212,467	△10,294	342,369

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計			
2022年4月1日 残高	16,887		29	16,917	941	342,619
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩						-
剰余金の配当						△20,572
当期純利益						47,544
自己株式の取得						△9,635
自己株式の処分						59
自己株式の消却						-
利益剰余金から資本剰余金への振替						-
譲渡制限付株式報酬						212
株主資本以外の項目の事業						
年度中の変動額 (純額)	△35		△14	△50	△59	△109
事業年度中の変動額合計	△35		△14	△50	△59	17,499
2023年3月31日 残高	16,851		14	16,866	882	360,118

(注) 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社株式・出資金及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準：時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法：

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械及び装置 6年～9年

(2) 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社投資の価値の減少に備えるため、投資先の財政状態の実情を勘案し、評価性引当金を計上しております。

- (3) N A S 電池安全対策引当金
2011年9月に当社製造N A S[®]電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積もり、計上しております。
- (4) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業にかかる損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- (6) 製品保証引当金
販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積もり、計上しております。
- (7) 債務保証損失引当金
関係会社への債務保証にかかる損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- (1) 主要な事業における主な履行義務の内容
当社は独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。
(エンバイロメント事業)
自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等を行っております。
(デジタルソサエティ事業)
半導体製造装置用製品の製造・販売、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売、ベリリウム銅製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(エネルギー&インダストリー事業)

電力貯蔵用 N A S[®]電池（ナトリウム/硫黄電池）を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供、がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供及び化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(2) 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

当社は以下の①～③の場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社が有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

① 請負契約

主にエネルギー&インダストリー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 役務提供が付随する製品販売

主にエネルギー&インダストリー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

③ ライセンスの供与

主にエンバイロメント事業においては、連結子会社との間で知的財産に係る契約を締結しており、売上高ベースのロイヤルティに係る収益を認識しております。

当該収益は、算定基礎となる売上が発生した時点と売上高ベースのロイヤルティが配分されている履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

・ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度に計上した金額

減損損失 3,667百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「Ⅰ連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(会計上の見積りに関する注記)1. 固定資産の減損」に記載した内容(1.(2)②を除く)と同一であります。

2. 退職給付

(1) 当事業年度に計上した金額

前払年金費用 7,544百万円

退職給付引当金 13,069百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「Ⅰ連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(会計上の見積りに関する注記)2. 退職給付」に記載した内容と同一であります。

3. 税効果

(1) 当事業年度に計上した金額

繰延税金資産 2,590百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「Ⅰ連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(会計上の見積りに関する注記)3. 税効果」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

移転価格税制に基づく更正処分等に対して提起した取消訴訟について

当社は、2011年3月期から2015年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社と当社との取引に関し、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分等を受け、地方税を含めた追徴税額約85億円を納付しましたが、処分等の取消しを求め、2018年7月に名古屋国税不服審判所へ審査請求を行い、2019年7月に当該処分等の一部を取り消す旨の裁決書を受領しました。しかしながら、この段階では法人税及び地方税額等約4億円の還付に止まったことから、当社としては全額が取り消されるべきと考え、2019年12月に東京地方裁判所に対して当該更正処分等の取消訴訟を提起しました。

その後、2022年10月に、名古屋国税局より、当該更正処分等を減額再更正する内容の法人税額等の更正通知書を受領しました。これに伴い、当事業年度において還付税金約77億円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金を営業外収益の法人税等還付加算金に計上しております。なお、当社は、当該減額再更正処分により納付済みの追徴税額の相当部分が還付されること等を総合的に考慮し、当該取消訴訟を取り下げました。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 217,918百万円

2. 保証債務等

(1) 保証債務

関係会社の借入金	16,447 百万円
関係会社の預り保証金	2,164 百万円
合計	18,611 百万円

(注) 関係会社の金融機関からの借入金等に対して、債務保証を行っております。なお、上記の金額は保証総額から債務保証損失引当金設定額を控除した残額であります。

(2) 保証予約債務

73 百万円

(3) 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付（訴状送達日：2021年10月29日）で、インドネシア法人であるピーティアー・パイトン・エナジー（以下「パイトン社」）並びにその保険会社及び再保険者（以下総称して「原告ら」）から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル（168億2,877万2,234円）及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの2022年1月11日付の訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル（4,796円）増額され、1億5,139万2,378.84米ドル（168億2,877万7,030円）及びこれに対する遅延損害金に変更されております。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所（以下「本発電所」）において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング（2010年製）の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。

当社は、上記の事故に関して、当社が原告らに対し責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、原告らからの請求に対しては、今後、本訴訟において、ブッシングの品質及び当社の事業の適切性が正しく認定されるよう、然るべき対応を行っていく所存であります。

本訴訟の結果によっては当社の業績に影響を与える可能性があります。現時点でその影響を合理的に見積もることは困難であります。

なお、文中の損害賠償金の円貨は訴状に記載された金額であり、当社が計算書類を作成するために使用している為替レートとは異なる為替レートにて換算された金額であります。

3. 関係会社に対する債権及び債務	
短期金銭債権	48,980百万円
長期金銭債権	44,056百万円
短期金銭債務	31,987百万円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	143,248百万円
仕入高等	128,056百万円
営業取引以外の取引高	19,386百万円

2. 法人税等還付加算金及び法人税等還付税額

2011年3月期から2015年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社と当社との取引に関し、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分等につき、2019年12月に東京地方裁判所に対して当該更正処分等の取消訴訟を提起しておりましたが、2022年10月に名古屋国税局より、当該更正処分等を減額再更正する内容の法人税額等の更正通知書を受領したことに伴い、過年度に納付済みの法人税及び地方税額等に係る還付税金7,661百万円を法人税等還付税額に計上するとともに、これに係る還付加算金550百万円を営業外収益の法人税等還付加算金に計上しております。

3. 過年度法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、2017年6月に移転価格税制に基づく更正処分等の通知を受領したため、2016年3月期から各事業年度についての見積税額を未払法人税等に計上しておりましたが、2016年3月期以降を対象とする税務調査が終了した結果、計上済みの見積金額を戻し入れております。

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増 加 (千株)	減 少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	5,570	5,501	5,533	5,539

- (注) 1. 自己株式の普通株式の増加株式数5,501千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,500千株、単元未満株式の買取請求による増加1千株によるものであります。
2. 自己株式の普通株式の減少株式数5,533千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少5,500千株、ストック・オプションの行使による減少33千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産		
棚卸資産	2,525	
有形固定資産	2,552	
投資有価証券	896	
関係会社株式	8,090	
関係会社出資金	4,298	
未払金、未払費用	2,630	
未払事業税	395	
NAS電池安全対策引当金	233	
関係会社事業損失引当金	430	
退職給付引当金	3,995	
債務保証損失引当金	1,652	
貸倒引当金	1,345	
その他	2,039	
繰延税金資産小計	31,086	
評価性引当額	△17,640	
繰延税金資産合計		13,445
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,743	
前払年金費用	2,306	
固定資産圧縮積立金	716	
退職給付信託解約に伴う受入有価証券	1,082	
その他	6	
繰延税金負債合計		10,855
繰延税金資産純額		2,590

VI 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	NGK EUROPE GmbH (ドイツ)	所有 間接 100.0%	製品の販売、 役員の兼任	製品の販売 (注) 1	20,283	売掛金	6,771
子会社	NGK CERAMICS POLSKA SP. Z. O. O. (ポーランド)	所有 間接 95.0%	製品の購入、製 品の販売、生産 設備等の供給	製品の販売 (注) 1	29,202	売掛金	7,675
				製品等の購入 (注) 1	21,879	買掛金	6,852
子会社	NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. (タイ)	所有 直接 95.0% 間接 0.0%	製品の購入、生 産設備等の供 給、資金の貸 付、債務保証	債務保証 (注) 3	21,854	—	—
子会社	エヌジーケイ・セ ラミックデバイス 株式会社 (日本)	所有 直接 100.0%	製品の購入、生 産設備等の供 給、資金の貸 付、資金の借 入、建物・設備 の賃貸、役員の 兼任	製品等の購入 (注) 2	40,836	買掛金	4,224
				資金の貸付 (注) 4	△5,961	長期貸付金	24,766
子会社	NGK エレクトロ デバイス株式会社 (日本)	所有 直接 100.0%	製品の購入、資 金の貸付、役員 の兼任	資金の貸付 (注) 4	5,196	長期貸付金	12,775

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
2. 価格その他の取引条件は、総原価を勘案して交渉の上決定しております。
3. NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.の金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、金融機関からの借入金残高を記載しております。また、この債務保証に対して、被保証先の財政状態等を勘案し、債務保証損失引当金5,406百万円を計上しております。なお、当事業年度において、債務保証損失引当金を833百万円取崩し、営業外収益のその他に計上しております。
4. 貸付金の利率は市場金利を勘案して決定しており、取引金額には当事業年度における増減額（△は減少）を記載しております。

Ⅶ 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「Ⅵ 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅷ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産	1,172円86銭
2. 1株当たり当期純利益	153円28銭